

石川県における中小企業の労働事情

— 平成 30 年度中小企業労働事情実態調査報告書 —

石川県中小企業団体中央会

は し が き

わが国経済は、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いています。輸出はおおむね横ばいで推移しているものの、個人消費は持ち直しており、生産・設備投資については緩やかに増加しています。雇用情勢については人手不足の声が高まっておりますが、労働力人口及び就業者数の増加、完全失業率の低下、賃金の増加など、雇用・所得環境が着実に改善されてきております。ただ、景気の先行きについては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、資源価格の上昇による製造コストの上昇、及び相次いでいる自然災害の経済に与える影響などに十分留意する必要があります。

県内経済においても、5年目を迎える北陸新幹線金沢開業を契機とする効果の持続により、多くの業種では景気拡大に開業効果がプラスされた状況にある一方、一層深刻さを増す少子高齢化、人手不足、人材難、働き方改革対応、製造コスト増、本年10月の消費税増税・軽減税率への対応など克服すべき喫緊の課題が表面化しております。課題解決に向け、AI・IoTを活用した生産性の向上やキャッシュレス決済への対応、働きやすい職場環境の整備など、事業者それぞれの取り組みが加速することが望まれます。

本調査は、中小企業における労働事情を把握するため、全国中小企業団体中央会が企画し、各県において毎年一斉に実施している中小企業労働事情実態調査であり、本年は、従来の調査項目に加え、「長時間労働、同一労働同一賃金への対応」、「有期労働契約に関する無期転換ルール」に関する項目を追加しました。

本報告書は上記調査のうち、石川県分について石川県中小企業団体中央会が結果をとりまとめたもので、県内中小企業並びに関係各位においてご活用いただければ幸甚に存ずる次第であります。

終りに、本調査の実施にあたり、ご協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後ますますのご発展をお祈りいたします。

平成31年3月

石川県中小企業団体中央会

目 次

I	調査のあらまし	P1
II	回答事業所概要	P2
III	単純集計	P3～6
IV	調査結果の概要	P7～22
	設問 1) 従業員の雇用形態別比率	P7
	設問 2－①) 経営状況	P8
	設問 2－②) 主要な事業の今後の方針	P10
	設問 2－③) 経営上の障害	P11
	設問 2－④) 経営上の強み	P12
	設問 3－①) 従業員の週所定労働時間	P13
	設問 3－②) 従業員 1 人当たりの月平均残業時間	P13
	設問 4) 従業員の有給休暇	P14
	設問 5－①) 新規卒者の採用と初任給	P15
	設問 5－②) 平成 31 年度の採用計画	P17
	設問 6) 長時間労働、同一労働同一賃金への対応	P18
	設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール	P19
	設問 8－①) 賃金改定	P20
	設問 8－②) 賃金引き上げの内容	P21
	設問 8－③) 賃金引き上げの決定要素	P21
	設問 9) 労働組合の有無	P22
V	調査票	P23～26

I. 調査のあらまし

1. 調査目的

本調査は、石川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立、並びに時宜を得た中央会労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2. 調査機関

石川県中小企業団体中央会

3. 調査時点

平成 30 年 7 月 1 日（日）

4. 調査実施期間

平成 30 年 7 月 1 日（日）から平成 30 年 7 月 13 日（金）まで

5. 調査実施方法

石川県下の事業所を、業種別・従業員規模別に選定し、調査票を送付し回答を求めた。
調査結果は石川県中小企業団体中央会において集計し取りまとめた。

6. 調査対象事業所数

800 企業（製造業 440 社（55%）、非製造業 360 社（45%））

7. 調査内容

- ☐ 経営に関する事項
- ☐ 労働時間に関する事項
- ☐ 有給休暇に関する事項
- ☐ 新規学卒者に関する事項
- ☐ 長時間労働、同一労働同一賃金への対応に関する事項
- ☐ 有期労働契約に関する無期転換ルール等に関する事項
- ☐ 賃金改定に関する事項

8. 調査票様式

調査票は全国中小企業団体中央会が作成した統一様式。後掲「平成 30 年度中小企業労働事情実態調査票」。

Ⅱ. 回答事業所概要

調査票送付数：800 企業

回答事業所数：416 企業（回収率：52.0%）

<業種別回答企業数>

業種	回答数
1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	33
2. 繊維工業	27
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	15
4. 印刷・同関連業	14
5. 窯業・土石製品製造業	14
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	4
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	50
8. 生産用・業務用・電気・情報通信業・輸送用機械器具製造業	24
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	22
10. 情報通信業（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）	13
11. 運輸業	21
12. 総合工事業	22
13. 職別工事業（設備工事業を除く）	17
14. 設備工事業	10
15. 卸売業	51
16. 小売業	32
17. 対事業所サービス業（物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等）	36
18. 対個人サービス業	11
合計	416

注意：業種は回答して頂いた業種によって分類しております。

<従業員規模別回答企業数>

従業員数	回答数
1～9人	100
10～29人	142
30～99人	137
100～300人	37
合計	416

Ⅲ. 単純集計（回答項目内の太字が回答企業数です）

* 単純集計は、お答え頂いた調査票を元に作成しております。

* 設問項目ごとに「未回答」「不明」「非該当」を除いて集計しているため、各有効回答数に差が生じています。

設問１）従業員数についてお答え下さい。（回答数 416）

①平成 30 年 7 月 1 日現在の形態別の従業員数を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計		常用労働者数
男性	9,533人	612人	190人	672人	227人	11,234人	(うち常用労働者)	男性 10,834人
女性	3,514人	1,754人	237人	290人	173人	5,968人		女性 5,276人

※注意：回答企業の人数の合計を記載しております。

※「パートタイマー」：1日の所定労働時間もしくは1週の所定労働日数が一般労働者より短い者のこと。

※「常用労働者」：直雇用する従業員のうち、①期間を決めず、または1か月を超える期間を決めて雇われている者、
②1か月以内に18日以上雇われた者、③事業主の家族で常用勤務して毎月給与が支払われている者、
のいずれかに該当する者のこと。パートタイマーであっても①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。

設問２）経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。（1つだけに○）（回答数 416）

1. 良い 89 2. 変わらない 237 3. 悪い 90

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。（1つだけに○）（回答数 413）

1. 強化拡大 160 2. 現状維持 232 3. 縮小 19 4. 廃止 1 5. その他 1

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。（3つ以内に○）（回答数 414）

1. 労働力不足（量の不足） 151 2. 人材不足（質の不足） 207 3. 労働力の過剰 4
4. 人件費の増大 71 5. 販売不振・受注の減少 106 6. 製品開発力・販売力の不足 57
7. 同業他社との競争激化 103 8. 原材料・仕入品の高騰 143 9. 製品価格（販売価格）の下落 27
10. 納期・単価等の 65 11. 金融・資金繰り難 19 12. 環境規制の強化 16
取引条件の厳しさ

④経営上の強みはどのようなところにありますか。（3つ以内に○）（回答数 412）

1. 製品・サービスの独自性 134 2. 技術力・製品開発力 74 3. 生産技術・生産管理能力 62
4. 営業力・マーケティング 35 5. 製品・サービスの企画力 33 6. 製品の品質・精度の高さ 100
力 提案力
7. 顧客への納品・サービス 109 8. 企業・製品のブランド力 66 9. 財務体質の強さ・資金調達力 84
の速さ
10. 優秀な仕入先・外注先 62 11. 商品・サービスの質の高さ 7 12. 組織の機動力・柔軟性 75

設問３）従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の週所定労働時間は何時間ですか（残業時間、休憩時間は除く）。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。

（1つだけに○）（回答数 414）

1. 38 時間以下 53 2. 38 時間超 40 時間未満 136 3. 40 時間 187 4. 40 時間超 44 時間以下 38

※「所定労働時間」：就業規則に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。

※現在、労働基準法で 40 時間超 44 時間以下が認められているのは、10 人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。

②平成 29 年の従業員 1 人当たりの月平均残業時間（時間外労働・休日労働）をご記入下さい。（回答数 416）

従業員 1 人当たり 月平均残業時間 1. 約 11.57 時間 2. なし 105

※注意：1. の「約 11.57 時間」は、質問に回答した企業の残業時間の合計 4,815 時間を回答企業数 416 で割った単純平均値です。

設問 4）従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成 29 年の従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。（付与日数は前年からの繰越分を除く）（回答数 401）

従業員 1 人当たり 平均付与日数 約 15.13 日 従業員 1 人当たり 平均取得日数 約 6.80 日

（当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く）

※注意：平均付与日数の「15.13 日」は、質問に回答した企業の平均付与日数の合計 6,068 日を回答した企業数 401 で割った単純平均値です。

平均取得日数の「6.80 日」は、質問に回答した企業の平均取得日数の合計 2,727 日を回答した企業数 401 で割った単純平均値です。

設問 5）新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成 30 年 3 月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。（1 つだけに○）（回答数 414）

1. あった 131 2. なかった 283

※ 1. に○をした事業所は①－1 の質問にお答え下さい。

①－1 平成 30 年 3 月新規学卒者（採用及び採用予定）についてご記入下さい。

学 卒		採用予定人数（人） 平成 30 年 3 月卒	採用した人数（人） 平成 30 年 3 月卒	1 人当たり 平均初任給額					
高校卒 〔回答数 64〕	技術	<u>159</u> 人(平均 <u>2.7</u> 人) (回答数 <u>59</u>)	<u>119</u> 人(平均 <u>2.0</u> 人) (回答数 <u>59</u>)	1	7	0	7	1	1
	事務	<u>23</u> 人(平均 <u>1.8</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	<u>19</u> 人(平均 <u>1.5</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	1	6	6	2	8	2
専門学校卒 〔回答数 15〕	技術	<u>22</u> 人(平均 <u>1.7</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	<u>20</u> 人(平均 <u>1.5</u> 人) (回答数 <u>13</u>)	1	6	7	3	3	1
	事務	<u>4</u> 人(平均 <u>2</u> 人) (回答数 <u>2</u>)	<u>2</u> 人(平均 <u>1</u> 人) (回答数 <u>2</u>)	1	7	5	5	0	0

学 卒		採用予定人数（人） 平成 30 年 3 月卒	採用した人数（人） 平成 30 年 3 月卒	1 人当たり 平均初任給額					
短大(含高専)卒 〔回答数 13〕	技術	<u>13</u> 人(平均 <u>1.4</u> 人) (回答数 <u>9</u>)	<u>12</u> 人(平均 <u>1.3</u> 人) (回答数 <u>9</u>)	1	7	2	9	0	0
	事務	<u>8</u> 人(平均 <u>1.6</u> 人) (回答数 <u>5</u>)	<u>8</u> 人(平均 <u>1.6</u> 人) (回答数 <u>5</u>)	1	7	4	5	3	8
大学卒 〔回答数 54〕	技術	<u>66</u> 人(平均 <u>1.9</u> 人) (回答数 <u>34</u>)	<u>52</u> 人(平均 <u>1.5</u> 人) (回答数 <u>34</u>)	2	0	4	7	1	7
	事務	<u>67</u> 人(平均 <u>2.2</u> 人) (回答数 <u>30</u>)	<u>57</u> 人(平均 <u>1.9</u> 人) (回答数 <u>30</u>)	1	9	1	9	2	3

〔注〕(1) 平成 30 年 6 月の 1 ヶ月間に支給した 1 人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額）をご記入下さい。

(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程（2 年制以上）を卒業した者を対象として下さい。

(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成 31 年 3 月の新規学卒者の採用計画はありますか。（1 つだけに○）

（回答数 414）

1. ある 161 2. ない 187 3. 未定 66

* 1. に○をした事業所は下記の②－1 へ

②－1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒（回答数 127）	平均 2.5 人	2. 専門学校卒（回答数 23）	平均 1.4 人
3. 短大卒（含高専）（回答数 32）	平均 1.5 人	4. 大学卒（回答数 84）	平均 2.1 人

※注意：平均人数は、回答した企業の予定人数の合計を回答企業数で割った単純平均値です。

設問 6）長時間労働、同一労働同一賃金への対応についてお答え下さい。

①長時間労働への対応について、貴事業所で実施している（今後実施していこうとする）方策についてお答えください。

（該当するものすべてに○）（回答数 415）

1. 人員の増員・配置見直し	143	2. 時間外労働の是正・削減	134	3. 業務内容見直し・業務分担見直し	139
4. 取引先等外部の理解	31	5. 年次有給休暇取得促進	91	6. 変形労働時間制（※ 1）の導入	51
7. 就業規則の見直し	32	8. 3 協定の見直し	16	9. 勤務間インターバル制度（※ 2）の導入	7
10. 健康で働きやすい職場環境の整備	98	11. 新しい機械装置・システムの導入による生産性向上・業務効率化	87		
12. 専門家（支援機関）への相談	13	13. 具体的な方策を検討中	25	14. 特に考えていない	29
15. 長時間労働はない	81	16. その他	1		

※「変形労働時間制」:

労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1 週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度。1 ヶ月単位、1 年単位、1 週間単位がある。

※「勤務間インターバル制度」:

勤務終了後、一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

②同一労働同一賃金（※ 3）への対応について、貴事業所で実施している（今後実施していこうとする）方策についてお答えください。（該当するものすべてに○）（回答数 415）

1. 定期昇給の実施	114	2. 手当の支給	89	3. 賞与の支給	110
4. 退職金制度の導入	59	5. 賃金規定の見直し	35	6. 責任ある地位への登用	39
7. 休暇の取得	59	8. 福利厚生施設の利用	22	9. 教育訓練の実施	48
10. 専門家（支援機関）への相談	15	11. 特に考えていない	56	12. 解消すべき待遇差はない	57
13. 対象となる従業員はいない	100	14. その他	4		

※「同一労働同一賃金」:

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。

設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答えください。

- ①労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期転換ルール（有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール）」が導入され、平成 30 年 4 月から無期転換申込権が生じる労働者がいることを知っていましたか。（1 つだけに○）（回答数 415）

1. 知っていた 284 2. 知らなかった 131

- ②貴事業所に「無期転換ルール」の対象となる従業員はいますか。（1 つだけに○）（回答数 414）

1. いる 85 2. いない 329

* 1. に○をした事業所は下記の②-1 へ

- ②-1 「無期転換ルール」に基づく無期転換の申込みはありましたか。（1 つだけに○）（回答数 85）

1. あった 9 2. 現時点ではない 76

設問 8) 賃金改定についてお答え下さい。

- ①平成 30 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。（1 つだけに○）（回答数 416）

1. 上げた 268 2. 下げた 2 3. 今年は実施しない（凍結） 47
4. 7 月以降引上げる予定 38 5. 7 月以降引下げる予定 0 6. 未定 61

↓ 1. ～ 3. に○をした事業所は下記の①-1 へ

- ①-1 賃金改定（引き上げ・引き下げ・凍結）を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。

従業員 1 人当たり（月額）					
改定前の平均所定内賃金 (A)		改定後の平均所定内賃金 (B)		平均引上げ額 (C)	
平均 <u>251,009</u>	円	平均 <u>256,436</u>	円	平均 <u>5,427</u>	円
(回答数 311)		(回答数 311)		(回答数 311)	

※「所定内賃金」：定期給与のうち超過勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、深夜勤手当等の所定外賃金を差し引いたもの。

1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を引き上げた（7 月以降引上げ予定）事業所のみお答え下さい

- ②賃金改定（引上げ・7 月以降引上げ予定）の内容についてお答え下さい。（該当するものすべてに○）（回答数 302）

1. 定期昇給 202 2. ベースアップ 56 3. 基本給の引上げ（定期昇給のない事業所） 76
4. 諸手当の改定 45 5. 臨時給与（夏季・年末賞与など）の引上げ 36

※「定期昇給」：あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のこと。

※「ベースアップ」：賃金表の改定により賃金水準を引き上げること。

- ③今年の賃金改定（引上げ・7 月以降引上げ予定）の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。（該当するものすべてに○）（回答数 305）

1. 企業の業績 214 2. 世間相場 89 3. 労働力の確保・定着 148
4. 物価の動向 22 5. 労使関係の安定 48 6. 親会社又は関連会社の改定の動向 14
7. 前年度の改定実績 68 8. 賃上げムード 16 9. 消費税増税 2
10. 重視した要素はない 9 11. その他 11

設問 9) 労働組合の有無についてお答え下さい。（回答数 416）

1. ある 42 2. ない 374

IV. 調査結果の概要

以降の調査結果においては、前述の単純集計をより見やすくすることで示唆が得られるもの、分析によって有効な結果が出たものを記載しております。

設問１）従業員の雇用形態別比率

回答があった事業所の従業員数は、総数 17,203 人で、性別内訳は男性 11,235 人（65.3%）、女性 5,968 人（34.7%）である。そのうち、常用労働者数は総数 16,110 人で、性別内訳は男性 10,834 人（67.3%）、女性 5,276 人（32.7%）である。

雇用形態について見ると、特に石川県は全国より女性の正社員比率が高く、パートタイマー比率が低い。

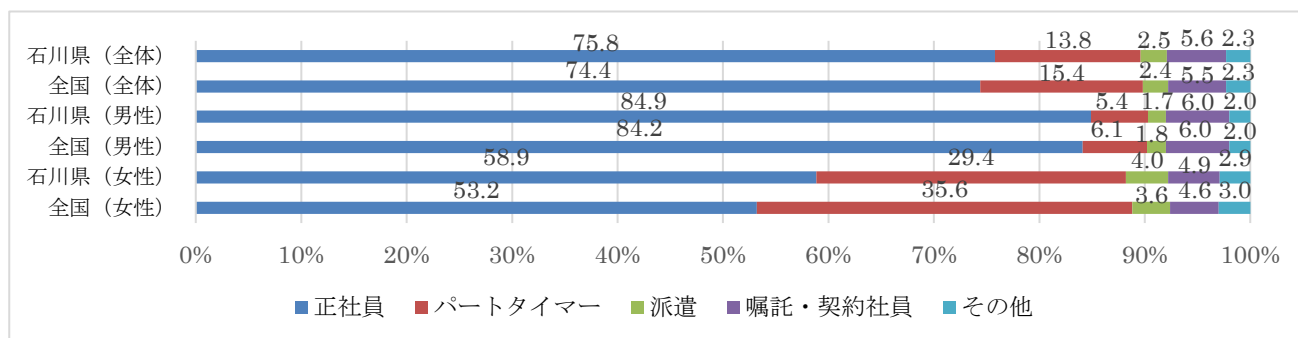
<グラフ１>

業種における常用労働者の男女比率について見ると、全体では全国に比べ石川県の女性比率は高く、特に、「繊維工業（50.5%）」、「食料品（47.1%）」、「化学工業（45.9%）」において高い傾向にある。

<グラフ２>

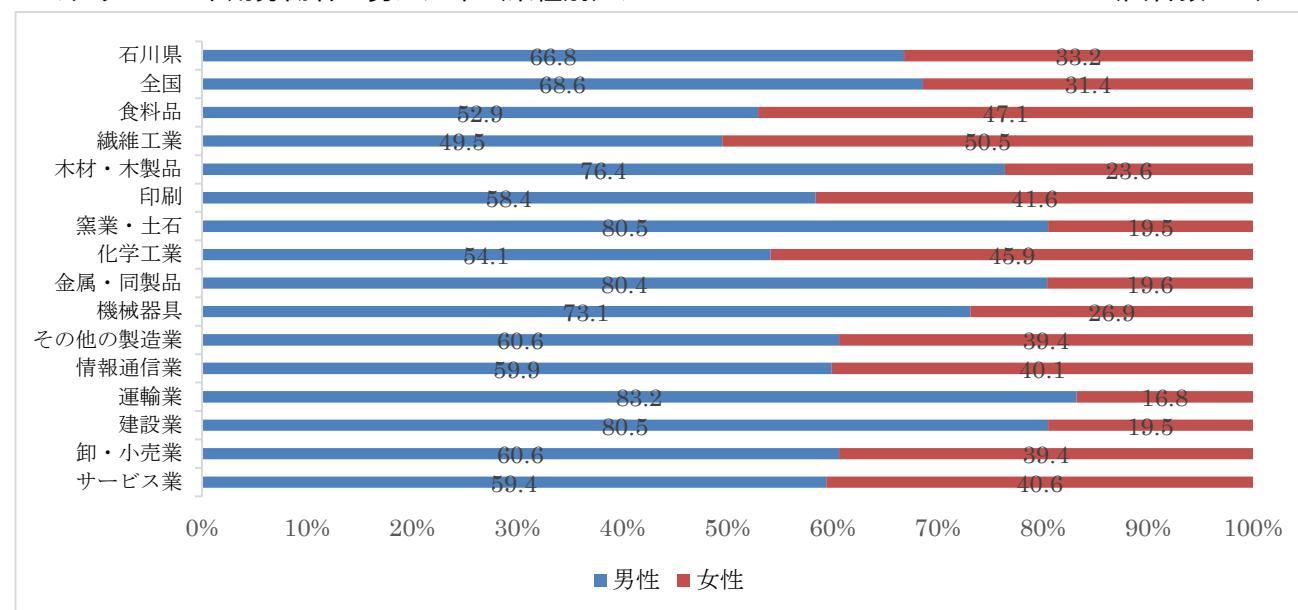
<グラフ１：雇用形態別比率の全国との比較>

（回答数 415）



<グラフ２：常用労働者の男女比率（業種別）>

（回答数 415）



※「常用労働者」：直雇用する従業員のうち、①期間を決めず、または１か月を超える期間を決めて雇われている者、

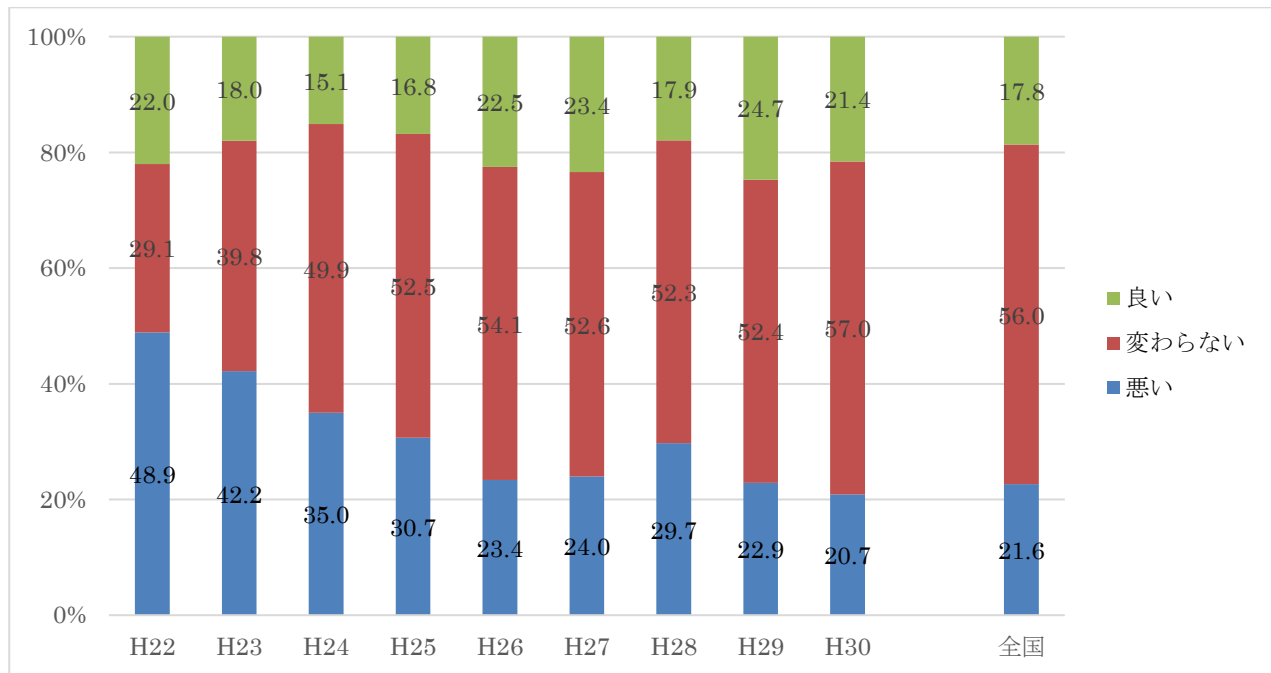
②１か月以内に１８日以上雇われた者、③事業主の家族で常用勤務して毎月給与が支払われている者、
のいずれかに該当する者のこと。パートタイマーであっても①②に該当する場合は常用労働者に含まれる。

設問 2－①) 経営状況

経営状況について経年変化を見ると、平成 30 年度は、平成 22 年度以降で最も「悪い」の割合が低くなった。全国と比較して見ると、石川県は「良い」の割合が高く、「悪い」の割合が低い。＜グラフ 3＞

＜グラフ 3：“経営状況”の経年比較＞

(回答数 416)



次に、業種別にみると、県内の「良い」と答えた事業所の割合は、「食料品」など計１０業種において全国平均を上回っている（表１内の の部分）。特に「化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業」や「窯業・土石製品製造業」、「鉄工業、非鉄金属、金属製品製造業」の「良い」の割合が高かった。

「悪い」と答えた事業所の割合についてみると、製造業では「木材・木製品、家具・装備品製造業」他、計６業種において全国平均より「悪い」の割合が高い（表１内の の部分）。特に、「木材・木製品、家具・装備品製造業」と「生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業」については、「良い」の割合も低い。　＜表１＞

＜表１：“経営状況”の業種別比較＞

（回答数 416）

		良い	変わらない	悪い
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	石川県(%)	15.2	57.6	21.6
	全 国(%)	12.9	53.9	33.2
繊維工業	石川県(%)	14.8	70.4	14.8
	全 国(%)	12.2	54.5	33.3
木材・木製品、家具・装備品製造業	石川県(%)	6.7	53.3	40.0
	全 国(%)	13.2	55.7	31.1
印刷・同関連業	石川県(%)	0	85.7	14.3
	全 国(%)	7.7	53.5	38.8
窯業・土石製品製造業	石川県(%)	42.9	50.0	7.1
	全 国(%)	12.9	52.8	34.3
化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	石川県(%)	50.0	25.0	25.0
	全 国(%)	27.6	52.6	19.8
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	石川県(%)	42.0	44.0	14.0
	全 国(%)	31.2	54.2	14.6
生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	石川県(%)	29.2	50.0	20.8
	全 国(%)	31.1	53.2	15.6
パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	石川県(%)	27.3	40.9	31.8
	全 国(%)	18.4	54.2	27.4
情報通信業	石川県(%)	15.4	76.9	7.7
	全 国(%)	23.9	58.7	17.4
運輸業	石川県(%)	4.8	76.2	19.0
	全 国(%)	16.5	54.8	28.7
総合工事業	石川県(%)	9.1	81.8	9.1
	全 国(%)	16.7	65.3	18.1
職別工事業（設備工事業を除く）	石川県(%)	29.4	47.1	23.5
	全 国(%)	17.6	64.5	17.9
設備工事業	石川県(%)	30.0	50.0	20.0
	全 国(%)	18.9	65.4	15.7
卸売業	石川県(%)	25.5	47.1	27.5
	全 国(%)	17.9	53.5	28.6
小売業	石川県(%)	9.4	53.1	37.5
	全 国(%)	11.0	47.1	41.9
対事業所サービス業	石川県(%)	19.4	63.9	16.7
	全 国(%)	17.5	60.7	21.8
対個人サービス業	石川県(%)	9.1	63.6	27.3
	全 国(%)	14.4	54.7	30.9

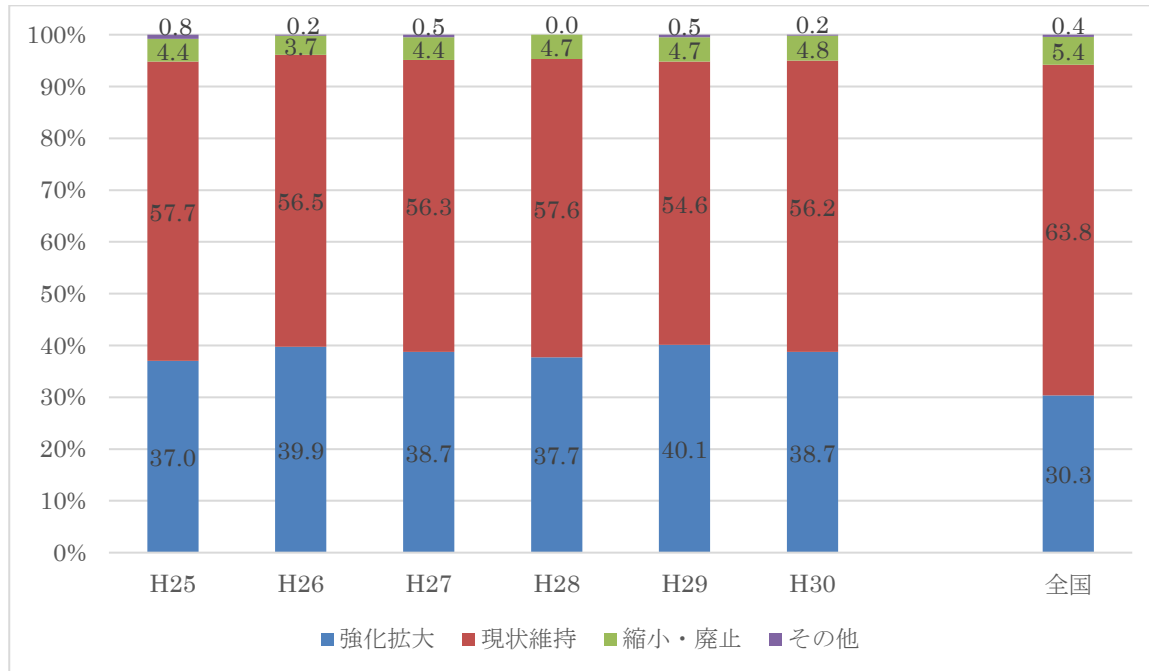
設問 2－②) 主要な事業の今後の方針

主要な事業の今後の方針については、「強化拡大」が 38.7%、「現状維持」が 56.2%、「縮小」「廃止」が合わせて 4.8%となっている。全国と比較すると、「強化拡大」の割合が 8.4 ポイント上回っている。

ただ、推移を見るとほぼ横ばいであるが、H29 年度と比べ本年度は「強化拡大」が 1.4 ポイント低くなった。＜グラフ 4＞

＜グラフ 4：“主要事業の今後の方針”の推移＞

(回答数 413)



設問 2－③) 経営上の障害

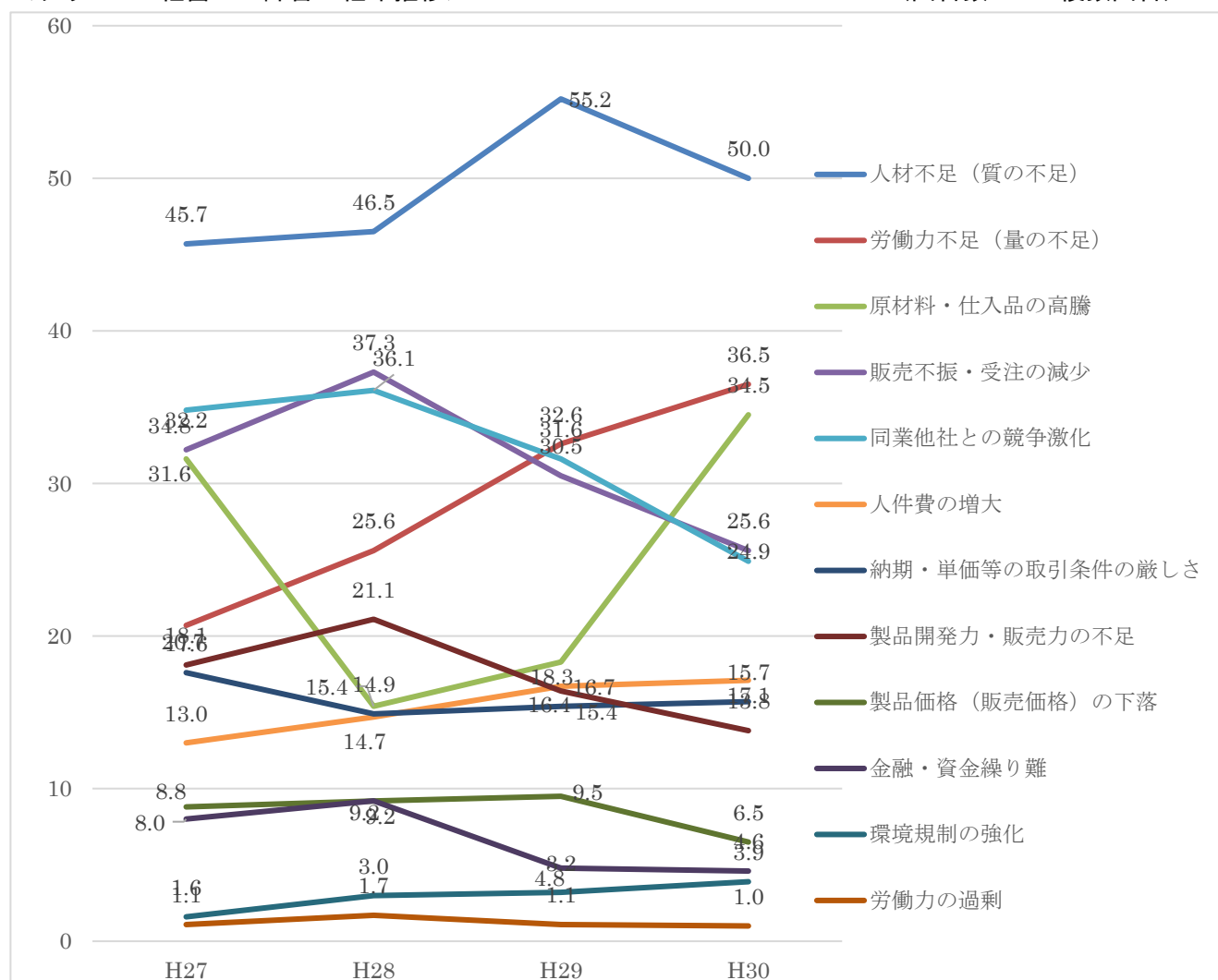
経営上の障害では、「人材不足（質の不足）」（50.0%）が最も多く、次いで、「労働力不足（量の不足）」（36.5%）、「原材料・仕入品の高騰」が続いている。また、過去の推移を見ると、特に「労働力不足（量の不足）」、「原材料・仕入品の高騰」の割合が上昇傾向にある。＜グラフ 5＞

事業規模別に見ると、「1～9人」で「原材料・仕入品の高騰」が1位となっているが、規模が大きくなるにつれて「人材不足（質の不足）」の割合が増加し、トップになっている。

また、業種別に見ると、非製造業において「同業他社との競争激化」が3位となっている。＜表 2＞

＜グラフ 5：経営上の障害の経年推移＞

（回答数 414／複数回答）



＜表 2：回答が多かった経営上の障害 3 つ（規模別・業種別）＞

（回答数 414／複数回答）

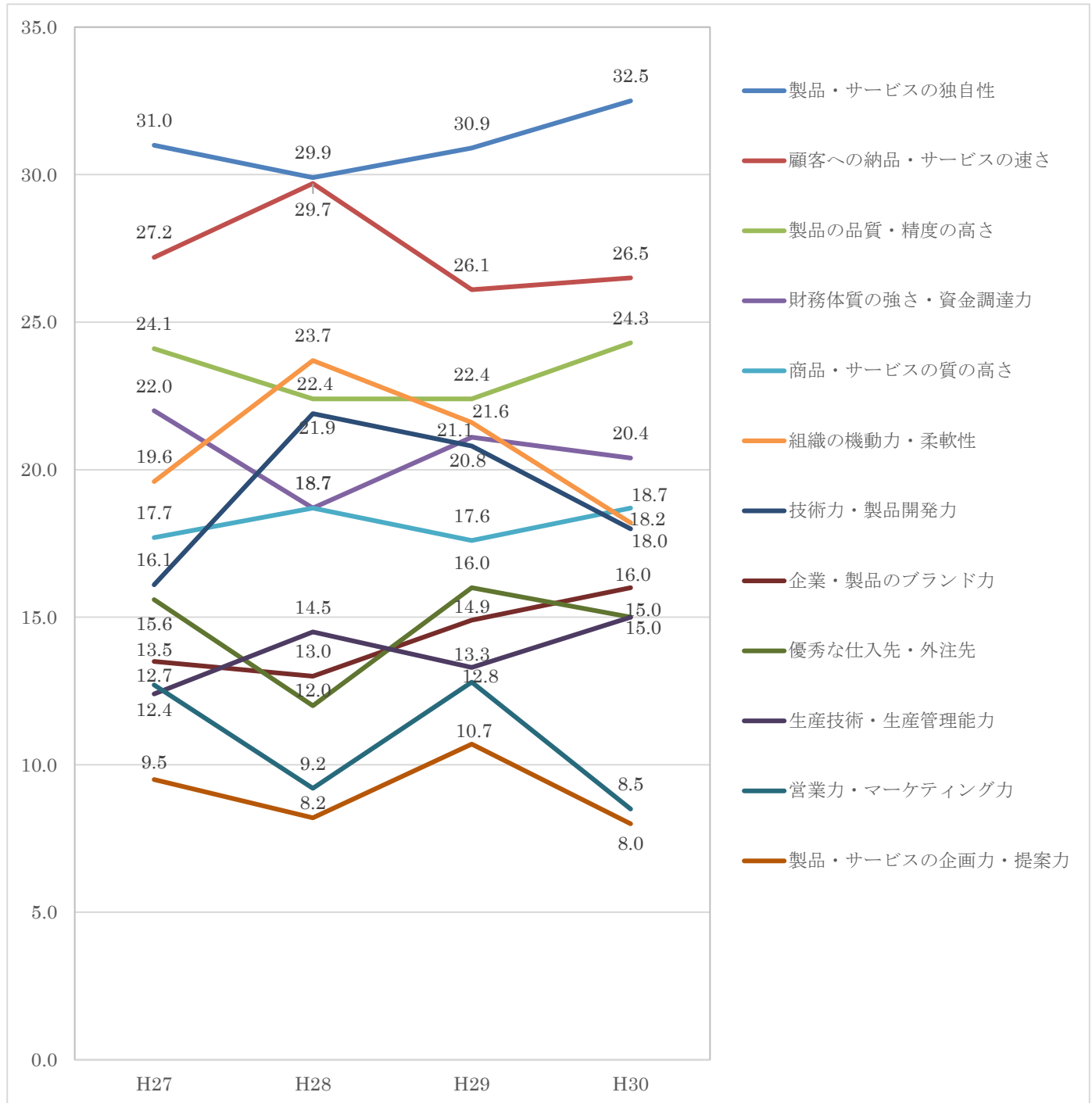
	1 位	%	2 位	%	3 位	%
1～9人	原材料・仕入品の高騰	39.7	人材不足（質の不足）	34.7	販売不振・受注減少	32.7
10～29人	人材不足（質の不足）	45.8	労働力不足（量の不足）	33.1	原材料・仕入品の高騰	31.7
30～99人	人材不足（質の不足）	59.1	労働力不足（量の不足）	46.7	原材料・仕入品の高騰	34.3
100～300人	人材不足（質の不足）	73.0	労働力不足（量の不足）	45.9	原材料・仕入品の高騰	32.4
製造業	人材不足（質の不足）	51.0	原材料・仕入品の高騰	43.1	労働力不足（量の不足）	33.2
非製造業	人材不足（質の不足）	49.1	労働力不足（量の不足）	39.6	同業他社との競争激化	32.1

設問 2－④) 経営上の強み

経営上の強みは、「製品・サービスの独自性」(32.5%) が最も多く、次いで、「顧客への納品・サービスの速さ」(26.5%)、「製品の品質・精度の高さ」(24.3%) と続いており、どれも昨年に比べ割合が増加している。＜グラフ 6＞

＜グラフ 6：経営上の強みの経年推移＞

(回答数 412／複数回答)



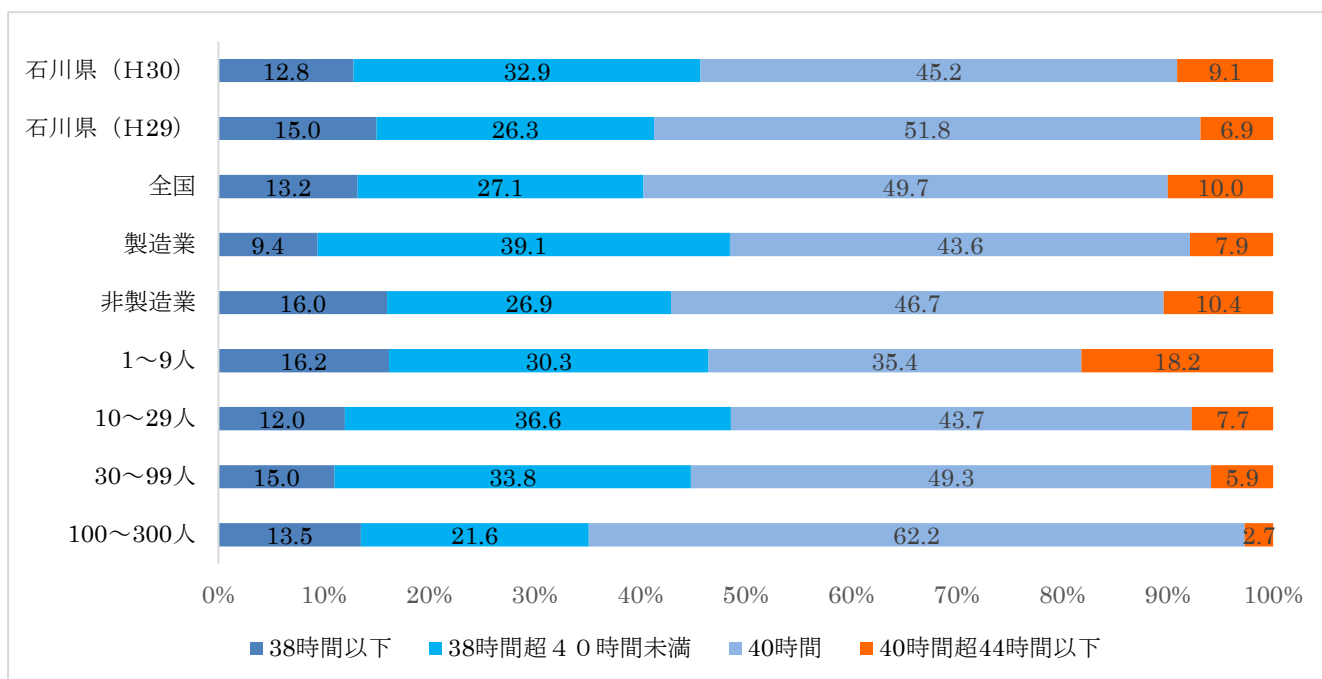
設問 3－①) 従業員の週所定労働時間

労働基準法で規定されている「週 40 時間以下」を満たしている事業所は 90.9% (12.8%+32.9%+45.2%) であり、全国平均の 90.0%(13.2%+27.1%+49.7%)よりも割合が高いが、前年度と比べると「週 40 時間以下」を満たす事業所の割合は減っている。

業種別にみると、製造業が 92.1%(9.4%+39.1%+43.6%)、非製造業が 89.6%(16.0%+26.9%+46.7%)で、製造業の方の割合がやや高い。事業所従業員数にみると、規模が大きくなるにつれて「週 40 時間以下」を満たしている事業所の割合が高くなっている。＜グラフ 7＞

＜グラフ 7：従業員の週所定労働時間＞

(回答数 414)

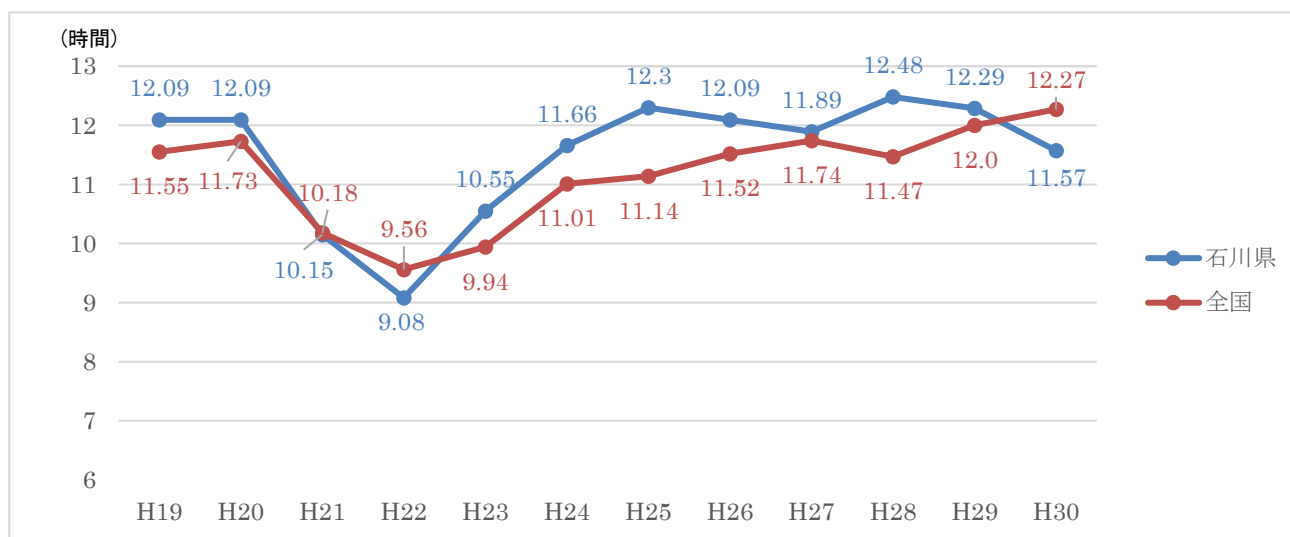


設問 3－②) 従業員 1 人当たりの月平均残業時間

月平均残業時間について経年変化を見ると、石川県においては今年度は減少し、平成 22 年度以降初めて全国平均を下回った。＜グラフ 8＞

＜グラフ 8：従業員 1 人当たりの月平均残業時間の経年変化＞

(回答数 416)



設問４）従業員の有給休暇

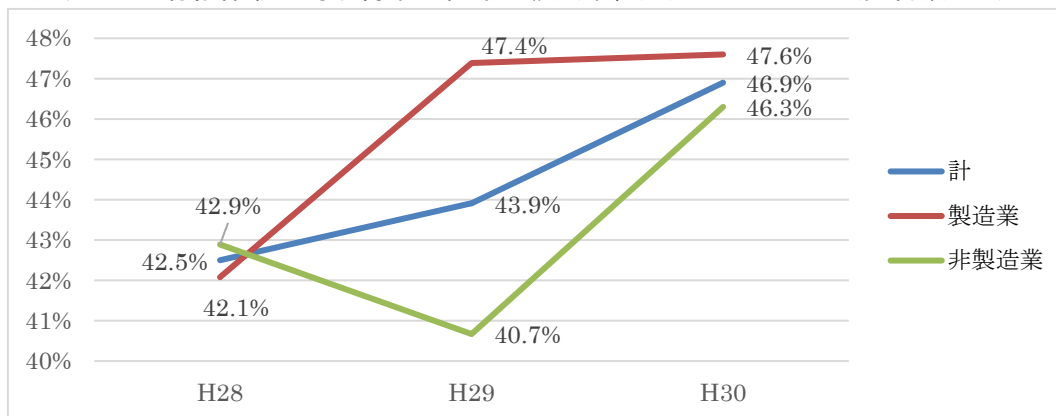
年次有給休暇（※）について、石川県は全国より付与日数、取得日数ともに下回っている。平均取得率についても 46.91%と全国平均の 51.16%を 4.25 ポイント下回る結果となった。＜表 3＞

＜表 3：平均取得率の全国比較＞ （回答数 401）

	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
全 国	15.74 日	7.64 日	51.16%
石川県	15.13 日	6.80 日	46.91%

また、直近３か年の推移をみると、県内の全体の取得率は上昇している。特に今年は、非製造業の取得率が上昇している。＜グラフ 9＞

＜グラフ 9：有給休暇平均取得率 経年比較（業種別）＞ （回答数 401）



※年次有給休暇

年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために「有給」で付与される休暇のこと。

労働基準法により、雇い入れの日から起算して６ヶ月以上継続勤務し、全所定労働日の８割以上出勤した労働者（パートタイマー含む）に対し、１０日を付与することが定められている。

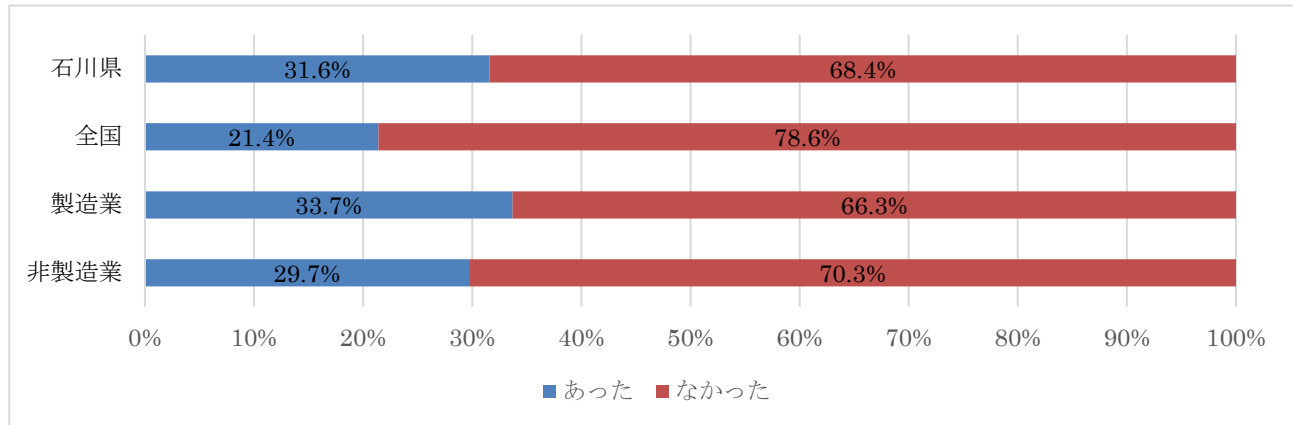
設問５－①）新規学卒者の採用と初任給

平成 30 年 3 月の新規学卒者の採用の有無をみると、採用または採用計画の「あった」事業所割合が、石川県は全国に比べ 10.2 ポイント高い。

業種別に採用または採用計画の「あった」事業所割合をみると、製造業(33.7%)が非製造業(29.7%)を 4.0 ポイント上回った。＜グラフ 10＞

＜グラフ 10：平成 30 年度 3 月新規学卒者の採用又は採用計画の有無＞

(回答数 414)



新規学卒者の採用充足率（※）を全国と比べると、短大卒（含高専）、大学卒においては全国平均を上回っているが、高校卒、専門学校卒においては全国平均を下回っている。また、全体の採用充足率は 79.8% となり、昨年の 83.3% から減少した。＜表 4＞

＜表 4：新規学卒者の採用充足率＞

(回答数 131)

	事業所数	採用計画人数	採用実績人数	採用充足率
石川県全体	131	362	289	79.8
石川県全体（昨年度）	126	377	314	83.3
高校卒（石川県）	64	182	138	75.8
高校卒（全国）	1,941	5,322	4,072	76.5
専門学校卒（石川県）	15	26	22	84.6
専門学校卒（全国）	617	1,076	934	86.8
短大卒[含高専]（石川県）	13	21	20	95.2
短大卒[含高専]（全国）	280	406	356	87.7
大学卒（石川県）	54	133	109	82.0
大学卒（全国）	1,137	3,254	2,594	79.7

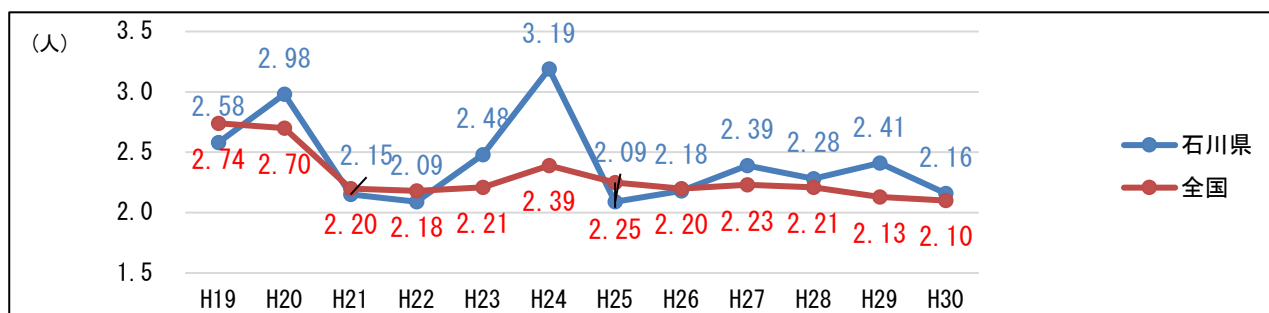
※採用充足率

採用計画人数に対する採用実績人数の割合のこと。

また、各学卒ごとの平均採用実績人数の経年変化について見ると、高校卒では今年減少したが、全国平均に比べ平均採用実績人数が多い。また、全国においてはほぼ横ばいである。＜グラフ 11＞

＜グラフ 11：“高校卒の平均採用人数”の経年変化＞

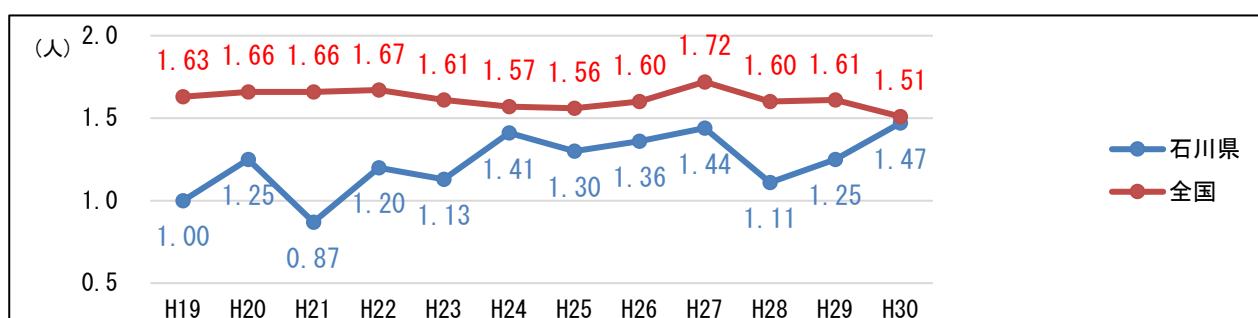
(回答数 63)



専門学校卒については、石川県は例年、全国平均を下回っているが、今年は増加し、全国平均に近づいている。＜グラフ 12＞

＜グラフ 12：“専門学校卒の平均採用人数”の経年変化＞

(回答数 8)

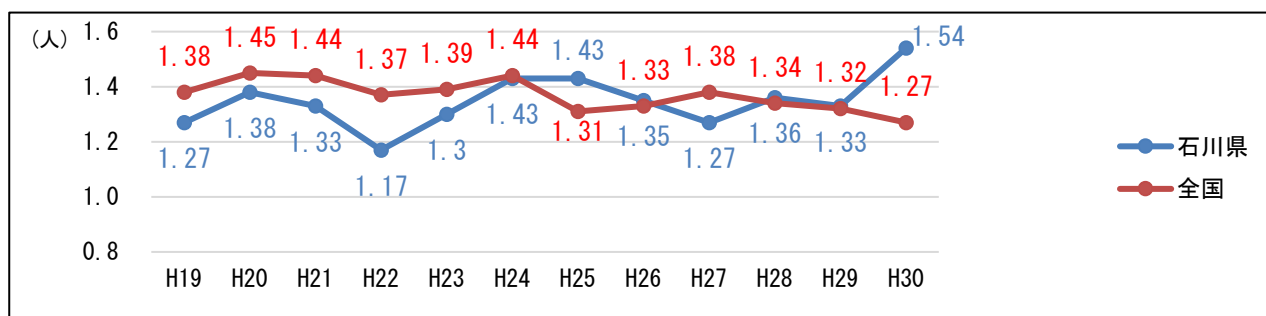


短大卒（含高専）については過去10年で最高の数値となり、全国平均を大きく上回った。

＜グラフ 13＞

＜グラフ 13：“短大卒（含高専）の平均採用人数”の経年変化＞

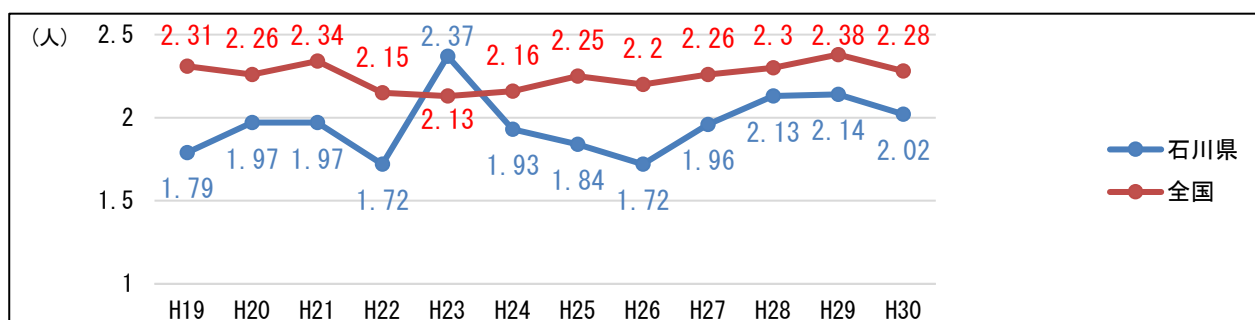
(回答数 15)



大学卒については、石川県、全国平均ともに平成26年以来となる減少となった。＜グラフ 14＞

＜グラフ 14：“大学卒の平均採用人数”の経年変化＞

(回答数 55)



平均初任給の前年比較では、高校卒の技術系・事務系と短大卒の事務系、大学卒の技術系・事務系の5項目が上昇した（表5内の■の部分）。合計の平均は前年を上回っている（+2,852円）。＜表5＞

全国平均との比較では、高校卒の技術系・事務系、専門学校卒の事務系、短大卒の事務系、大学卒の技術系の5項目において、全国平均を上回っている（表6内の■の部分）。＜表6＞

資料には掲載していないが、昨年の全国平均は175,065円であり、今年は昨年比1,565円の上げ幅であった。全国的に初任給の上昇傾向がみられる。

＜表5：平均初任給の前年比較＞

	分類	H29	H30
高校卒	技術系	¥164,079	¥170,711
	事務系	¥159,330	¥166,282
専門学校卒	技術系	¥169,529	¥167,331
	事務系	¥175,700	¥175,500
短大卒 (含高専)	技術系	¥177,979	¥172,900
	事務系	¥169,890	¥174,538
大学卒	技術系	¥194,546	¥204,717
	事務系	¥190,034	¥191,923
平均		¥175,136	¥177,988

＜表6：平均初任給の全国との比較＞

	分類	全国	石川県
高校卒	技術系	¥163,374	¥170,711
	事務系	¥157,892	¥166,282
専門学校卒	技術系	¥175,760	¥167,331
	事務系	¥172,753	¥175,500
短大卒 (含高専)	技術系	¥176,469	¥172,900
	事務系	¥172,552	¥174,538
大学卒	技術系	¥199,708	¥204,717
	事務系	¥194,532	¥191,923
平均		¥176,630	¥177,988

設問5－②）平成30年度の採用計画

来年度の新規学卒者の採用計画については、昨年より「ある」が1.0ポイント多くなっている。全国との比較においても石川県の方が10.6ポイント高くなっており、採用に積極的であることが分かる。ただ、高校卒、大学卒において平均採用計画人数が昨年より減少している。

業種別に見ると、製造業においては高校卒の採用を計画する事業所数及び平均採用計画人数が多く、非製造業においては、専門学校卒、短大卒（含高専）、大学卒の採用を計画する事業所数及び平均採用計画人数が多い傾向にある。＜表7＞

＜表7：“新規学卒者採用計画”の前年比較と全国比較＞

(回答数 414)

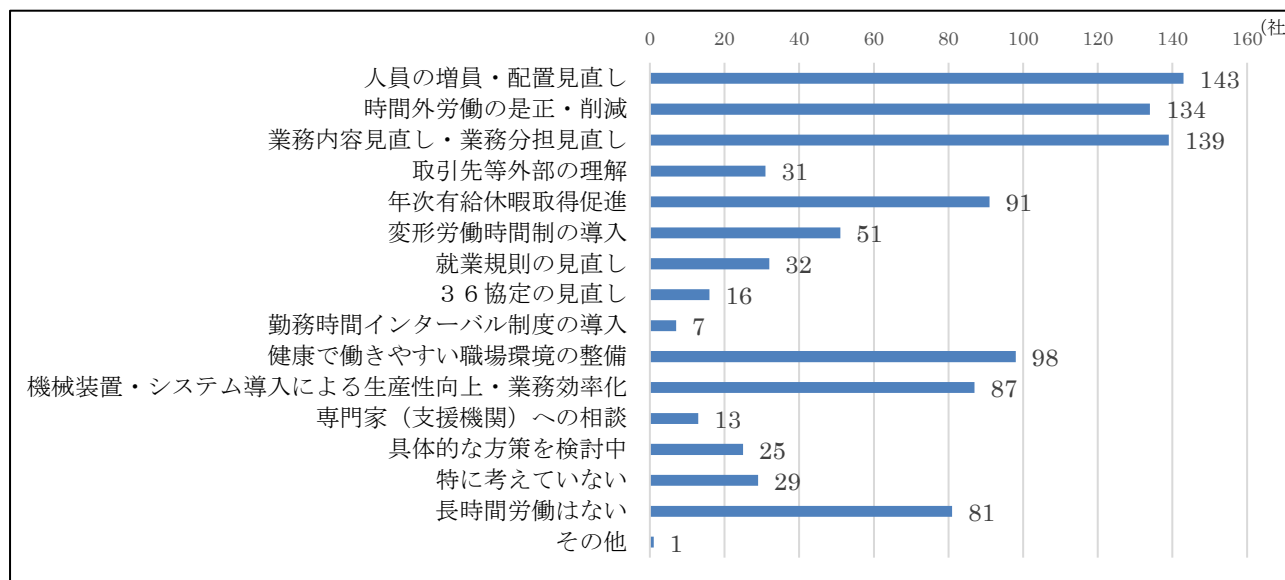
		ある	ない	未定	平均採用計画人数 単位：人 ()内は事業所数			
					高校卒	専門学校卒	短大卒 (含高専)	大学卒
石川県	%	38.9	45.2	15.9	2.5(127)	1.4(23)	1.5(32)	2.1(84)
石川県(昨年度)	%	37.9	41.8	20.3	2.7(95)	1.4(20)	1.3(34)	2.3(89)
製造業	%	41.9	40.9	17.2	2.6(77)	1.1(7)	1.3(18)	1.8(38)
非製造業	%	36.0	49.3	14.7	2.3(50)	1.5(16)	1.8(14)	2.3(46)
全国	%	28.3	49.5	22.2	2.5(4,016)	1.7(1,312)	1.5(734)	2.4(2,301)

設問6）長時間労働、同一労働・同一賃金への対応

長時間労働への対応については、「人員の増員・配置見直し（143社）」、「業務内容見直し・業務分担見直し（139社）」、「時間外労働の是正・削減（134社）」が多く、次いで「健康で働きやすい職場環境の整備（98社）」、「年次有給休暇取得促進（87社）」、「新しい機械装置・システムの導入による生産性向上・業務効率化（87社）」が多い。＜グラフ15＞

＜グラフ15：長時間労働への対応＞

（回答数415／複数回答）

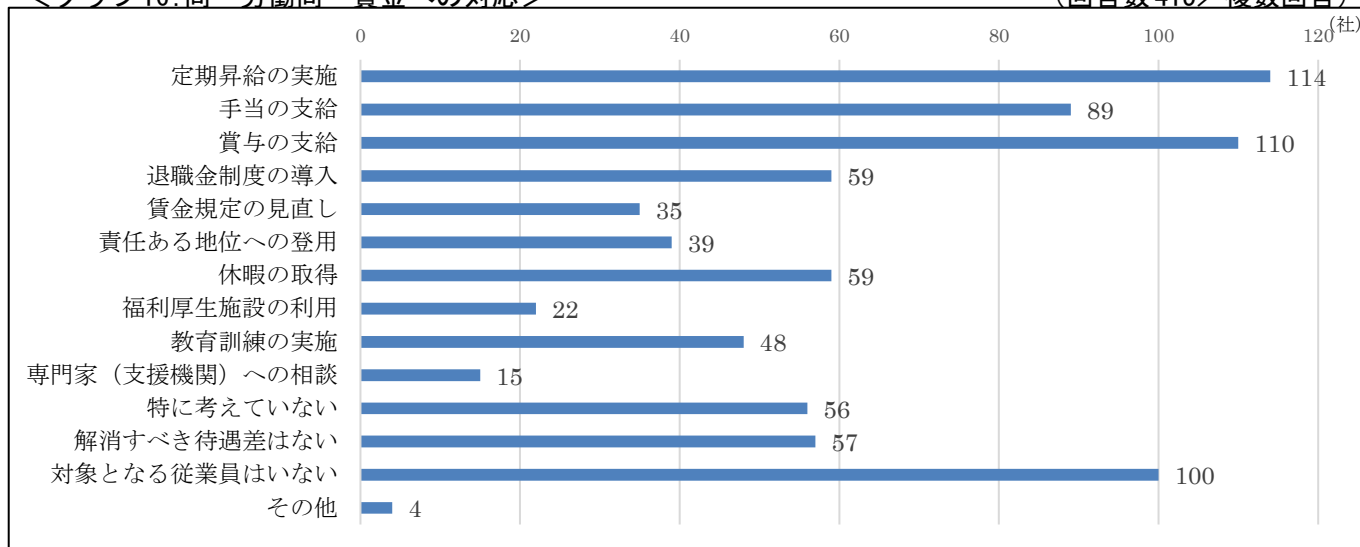


同一労働同一賃金については、「定期昇給の実施（114社）」、「賞与の支給（110社）」、「手当の支給（89社）」の順に回答が多かった。

一方、「対象となる従業員はいない（100社）」、「解消すべき待遇差はない（57社）」など、現時点では対応する必要はないと答える事業所もあった。＜グラフ16＞

＜グラフ16：同一労働同一賃金への対応＞

（回答数415／複数回答）



設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール

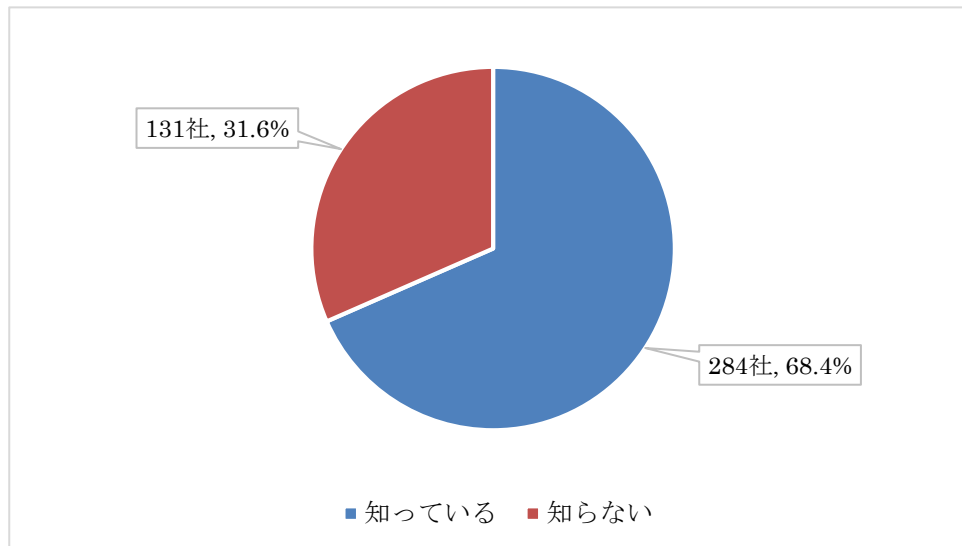
無期転換ルールのことを、「知っている」と答えたのは全体の 68.4%であった。〈グラフ 17〉

無期転換ルールの対象となる従業員が「いる」と答えたのは、全体の 20.5%であった。〈グラフ 18〉

そのうち、実際に「無期転換の申し込みがあった」と答えた事業所は 9 社であった。なお、グラフに記載はないが、そのうち 5 社は従業員 100 人以上の規模の大きい事業所である。〈グラフ 19〉

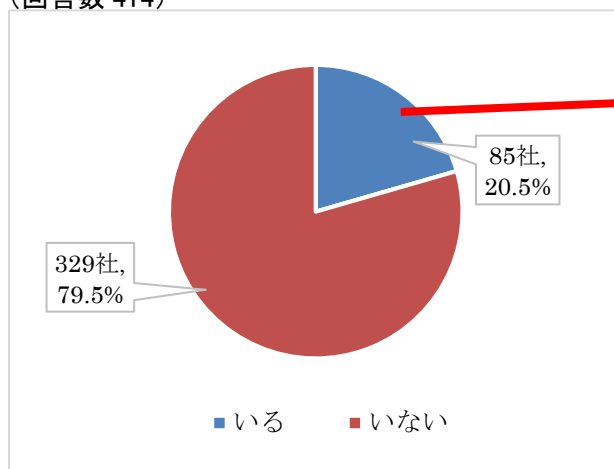
〈グラフ 17：無期転換ルールの認知〉

(回答数 415)



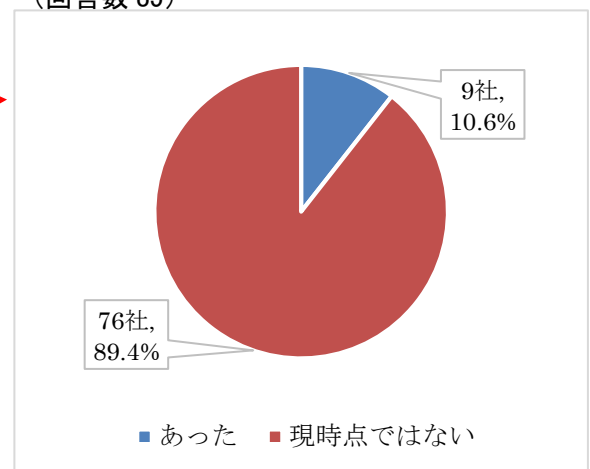
〈グラフ 18：無期転換ルール対象者の有無〉

(回答数 414)



〈グラフ 19：無期転換ルール申込の有無〉

(回答数 85)



※無期転換ルール

平成 25 年 4 月 1 日より「改正労働契約法」が施行され、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのこと。

法律が施行されてから平成 30 年 4 月で 5 年が経過し、無期転換申込権が本格的に発生することになる。

設問 8－①) 賃金改定

賃金改定の昨年との比較では、「引き上げた」の割合が低下し、「未定」とする割合が増加した。

全国との比較では「引き上げた」の割合が高い。＜表 8＞

また、賃金改定の内容について、昇給額は 5,427 円となり、平均所定内賃金は昨年を上回っている。全国と比較すると、平均所定内賃金は上回っているが、昇給額は下回っている。＜表 9＞

＜表 8：賃金改定（昨年・全国比較）＞ (回答数 416)

		引き上げた	引き下げた	今年 は実施 しない (凍結)	7月 以降 引き 上げる 予定	7月 以降 引き 下げる 予定	未 定	事 業 所 数
石川県	実数	268	2	47	38	0	61	416
	%	64.4	0.5	11.3	9.1	0	14.7	100.0
石川県(昨年)	実数	247	0	58	34	0	41	380
	%	65.0	0	15.3	8.9	0	10.8	100.0
全 国	実数	9,133	93	2,924	2,113	75	4,091	18,429
	%	49.6	0.5	15.9	11.5	0.4	22.2	100.0

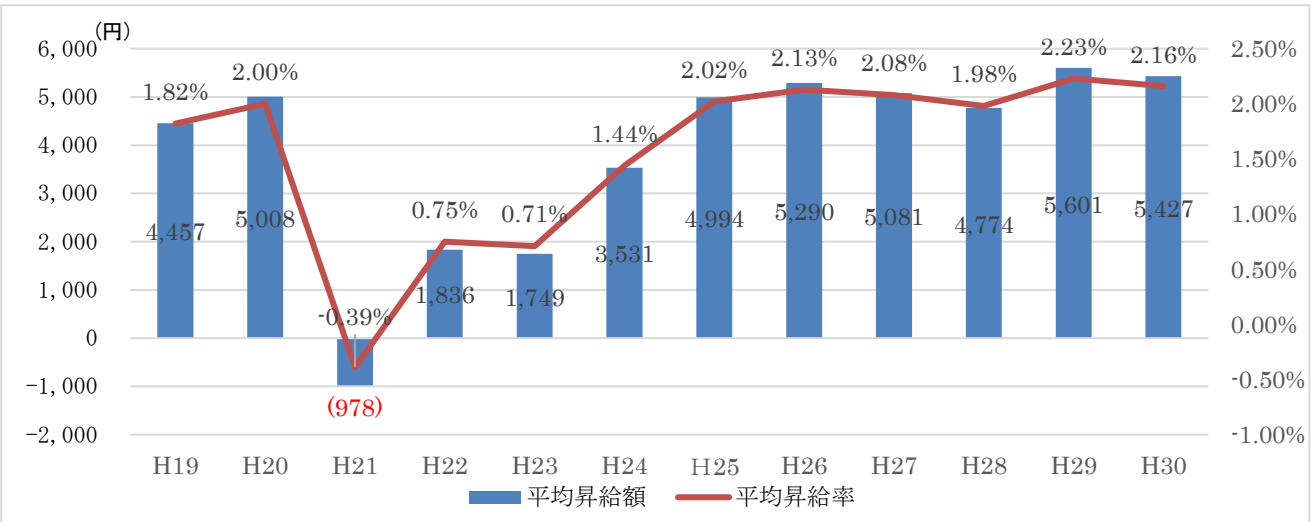
＜表 9：賃金改定内容（昨年・全国比較）＞ (回答数 311)

	改定前の平均所定内賃金	改定後の平均所定内賃金	昇給額
石川県	251,009	256,436	5,427
石川県(昨年度)	251,649	257,250	5,601
全 国	245,571	251,805	6,234

※注意：表のデータは回答企業の賃金合計を
回答企業数で割った単純平均値です。

平均昇給額・平均昇給率の経年変化を見ると、今年は平均昇給額・平均昇給率が昨年から減少したものの、過去 10 年で 2 番目に高い平均昇給額・平均昇給率となっている。＜グラフ 20＞

＜グラフ 20：平均昇給額・平均昇給率の経年変化＞ (回答数 311)

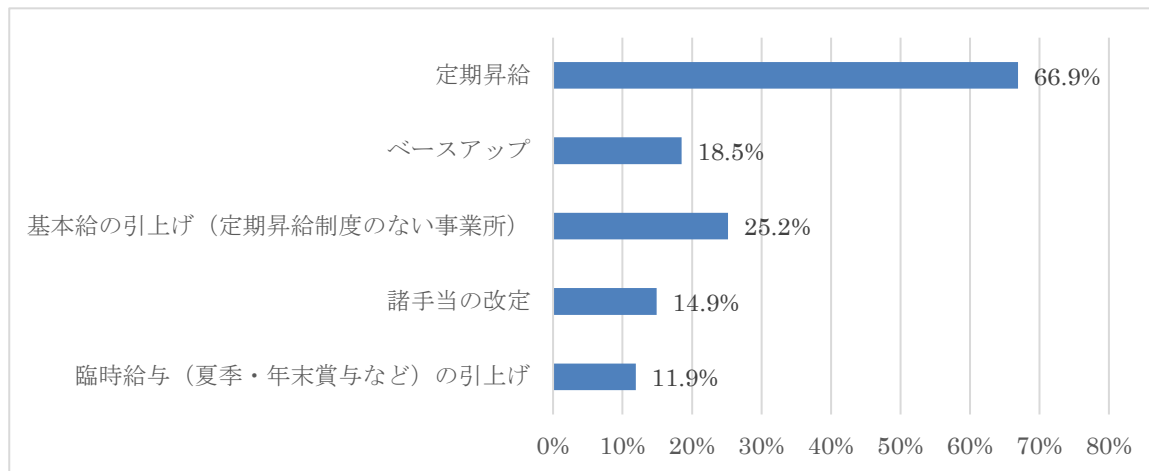


設問 8－②) 賃金引上げの内容

設問 8－①で賃金を「引き上げた」または「7月以降引上げる予定」と答えた事業所の、改定内容について見ると、「定期昇給」が 66.9%と最も多い。＜グラフ 21＞

＜グラフ 21：賃金改定（引上げ）の内容について＞

(回答数 302)

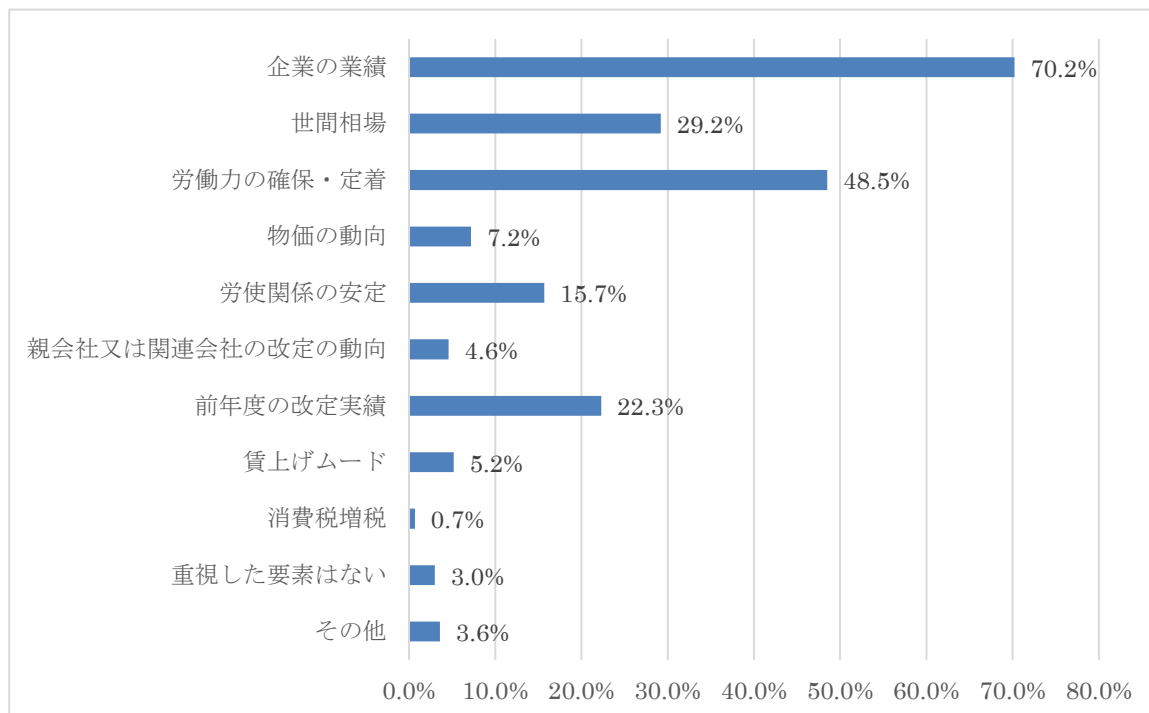


設問 8－③) 賃金引上げの決定要素

賃金を「引き上げた」もしくは「7月以降引上げる予定」と答えた事業所の、今年の改定の決定要素について見ると、「企業の業績(70.2%)」が最も多い。次いで「労働力の確保・定着(48.5%)」、「世間相場(29.2%)」、「前年度の改定実績(22.3%)」と続いている。＜グラフ 22＞

＜グラフ 22：賃金改定（引上げ）の決定要素について＞

(回答数 305／複数回答)

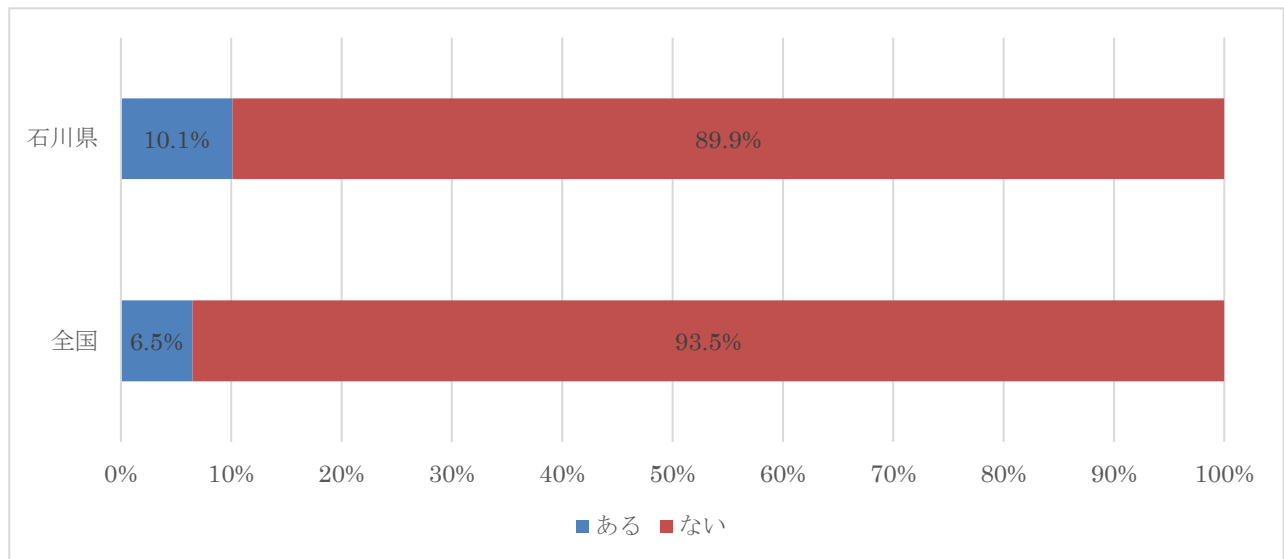


設問9) 労働組合の有無

全国と比較すると、労働組合が「ある」と答えた事業所の比率が 3.6 ポイント高い。＜グラフ 23＞

＜グラフ 23：“労働組合の有無”の全国との比較＞

(回答数 416)



(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

平成 30 年 6 月



(左欄は記入しないでください。)

平成 30 年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。
つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 30 年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成 30 年 7 月 1 日 調査締切：平成 30 年 7 月 13 日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守
- ◇ご記入方法
- ◇お問合せ先
- 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月13日までにご返送ください。

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地	(〒 -)	電話番号	- -
		FAX 番号	- -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 11. 運輸業 12. 総合工事業 13. 職別工事業（設備工事業を除く） 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 18. 対個人サービス業 19. その他 （具体的に：）		

設問 1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 平成 30 年 7 月 1 日現在の形態別の従業員数（役員を除く）を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した＝増」「変わらない＝不変」「減少した＝減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	（うち常用労働者）		常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人		男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人		女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減

[注] (1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
③ 事業主の家族で、貴事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問 2) 経営についてお答えください。

① 現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良 い

2. 変わらない

3. 悪 い

② 現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大

2. 現状維持

3. 縮 小

4. 廃 止

5. その他()

③ 現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

1. 労働力不足(量の不足)

2. 人材不足(質の不足)

3. 労働力の過剰

4. 人件費の増大

5. 販売不振・受注の減少

6. 製品開発力・販売力の不足

7. 同業他社との競争激化

8. 原材料・仕入品の高騰

9. 製品価格(販売価格)の下落

10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ

11. 金融・資金繰り難

12. 環境規制の強化

④ 経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

1. 製品・サービスの独自性

2. 技術力・製品開発力

3. 生産技術・生産管理能力

4. 営業力・マーケティング力

5. 製品・サービスの企画力・提案力

6. 製品の品質・精度の高さ

7. 顧客への納品・サービスの速さ

8. 企業・製品のブランド力

9. 財務体質の強さ・資金調達力

10. 優秀な仕入先・外注先

11. 商品・サービスの質の高さ

12. 組織の機動力・柔軟性

設問 3) 従業員の労働時間についてお答えください。

① 従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答えください。(1つだけに○)

1. 38 時間以下

2. 38 時間超 40 時間未満

3. 40 時間

4. 40 時間超 44 時間以下

[注] (1) 現在、労働基準法で 40 時間超 44 時間以下が認められているのは、10 人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

② 平成 29 年の従業員 1 人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入ください。(小数点以下四捨五入)

従業員 1 人当たり 月平均残業時間

1. 時間

2. な し

設問 4) 従業員の有給休暇についてお答えください。

① 平成 29 年の従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。(付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下、四捨五入)

従業員 1 人当たり 平均付与日数

日

従業員 1 人当たり 平均取得日数

日

(当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

設問 5) 新規学卒者の採用についてお答えください。

① 平成 30 年 3 月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○)

1. あった

2. なかった

※ 1. に○をした事業所は①-1の質問にお答えください。

↓

①-1 平成 30 年 3 月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入ください。

学 卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額 (平成 30 年 6 月支給額)			
高校卒	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円
専門学校卒	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円

学 卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額 (平成 30 年 6 月支給額)			
短大卒 (含高専)	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円
大学卒	技術系	人	人				円
	事務系	人	人				円

[注] (1) 平成 30 年 6 月の 1 ヶ月間に支給した 1 人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入ください。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2 年制以上)を卒業した者を対象としてください。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

② 平成 31 年 3 月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1 つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1 の質問にお答えください。



②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問 6) 長時間労働、同一労働同一賃金への対応についてお答えください。

① 長時間労働への対応について、貴事業所で実施している(今後実施していこうとする)方策についてお答えください。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|--|----------------|-----------------------|
| 1. 人員の増員・配置見直し | 2. 時間外労働の是正・削減 | 3. 業務内容見直し・業務分担見直し |
| 4. 取引先等外部の理解 | 5. 年次有給休暇取得促進 | 6. 変形労働時間制(※1)の導入 |
| 7. 就業規則の見直し | 8. 36協定の見直し | 9. 勤務間インターバル制度(※2)の導入 |
| 10. 健康で働きやすい職場環境の整備
入による生産性向上・業務効率化 | | 11. 新しい機械装置・システムの導入 |

(※1)変形労働時間制

労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度。1ヶ月単位、1年単位、1週間単位がある。

(※2)勤務間インターバル制度

勤務終了後、一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

② 同一労働同一賃金(※3)への対応について、貴事業所で実施している(今後実施していこうとする)方策についてお答えください。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 1. 定期昇給の実施 | 2. 手当の支給 | 3. 賞与の支給 |
| 4. 退職金制度の導入 | 5. 賃金規定の見直し | 6. 責任ある地位への登用 |
| 7. 休暇の取得 | 8. 福利厚生施設の利用 | 9. 教育訓練の実施 |
| 10. 専門家(支援機関)への相談 | 11. 特に考えていない | 12. 解消すべき待遇差はない |
| 13. 対象となる従業員はいない | 14. その他() | |

(※3)同一労働同一賃金

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。

設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

① 労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入され、平成 30 年 4 月から無期転換申込権が生じる労働者がいることを知っていましたか。(1 つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

② 貴事業所に「無期転換ルール」の対象となる従業員はいますか。(1 つだけに○)

1. いる 2. いない

※ 1. に○をした事業所は②-1 の質問にお答えください。



②-1 「無期転換ルール」に基づく無期転換の申込みはありましたか。(1 つだけに○)

1. あった 2. 現時点ではない

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 平成 30 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた

2. 下げた

3. 今年は実施しない(凍結)

4. 7 月以降引上げる予定

5. 7 月以降引下げる予定

6. 未定

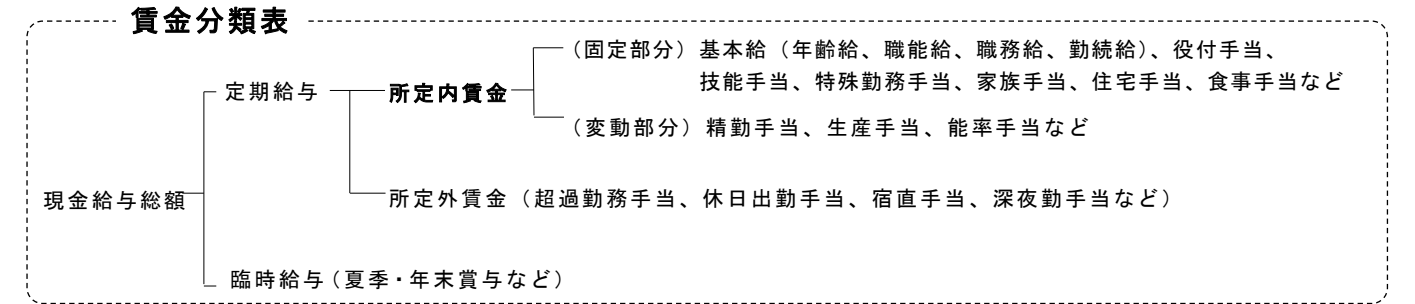
※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1 の質問にお答えください。

↓

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数				従業員 1 人 当 た り (月 額)														
				改定前の平均所定内賃金 (A)				改定後の平均所定内賃金 (B)				平均引上げ・引下げ額 (C)						
			人					円					円					円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金 (A)」「改定後の平均所定内賃金 (B)」「平均引上げ・引下げ額 (C)」の関係は次のとおりです。
・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額 (C)」はプラス額になります。
・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額 (C)」はマイナス額になります。
・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額 (C)」は「0」になります。
(2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
(3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
(4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
(5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を引上げた(7 月以降引上げ予定)事業所のみお答えください。

↓

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給

2. ベースアップ

3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)

4. 諸手当の改定

5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることを行います。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績

2. 世間相場

3. 労働力の確保・定着

4. 物価の動向

5. 労使関係の安定

6. 親会社又は関連会社の改定の動向

7. 前年度の改定実績

8. 賃上げムード

9. 消費税増税

10. 重視した要素はない

11. その他()

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1 つだけに○)

1. あ る

2. な い

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7 月 13 日までにご返送ください。